

福井市東郷地区社会福祉協議会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は福井市東郷地区社会福祉協議会(以下本会という)と称し、事務所は東郷公民館内に置く。

(目的および事業)

第2条 本会は東郷地区内の住民が、健康で文化的な生活を営むことが出来るように、全住民が協力して地区の福祉を増進し、明るい豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の福祉に関する総合的計画および調査研究。
- (2) 地域の福祉活動に対する住民の理解と関心を高めるための啓発宣伝。
- (3) 地域ぐるみ福祉活動の実践。
- (4) 住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整および活動の助成。
- (5) 市社会福祉協議会ほか関係機関との連携。
- (6) その他本会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 本会は東郷地区内居住の全住民をもって組織する。

(役 員)

第5条 本会は次の役員を置く。

会 長	1名	副 会 長	2名
常任理事	若干名	理 事	若干名
監 査	2名	事務局長	1名
会 計	1名		

2、会長および監事は、民生児童委員・福祉委員及び協議会を構成する 各種団体の中から総会において選出する。選考手続きは、別途定める。

3、副会長および常任理事は理事の互選により選出する。

4、理事は各自治会長・民生児童委員・福祉委員および各種団体代表とする。

5、事務局長および会計は、会長が選出し、理事会に報告する。

6、本会に顧問をおくことが出来る。顧問は理事会において推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見をのべることが出来る。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2、役員に欠損を生じた場合は補充することが出来る。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3、常任理事は会長の命を受けて会務を処理する。
- 4、理事は本会の重要事項を審議する。
- 5、事務局長は本会の会務を処理し、会計は経理を処理する。
- 6、監事は本会の業務および会計を監査する。

(会 議)

第8条 本会の会議は、総会・常任理事会および理事会とする。

- 2、本会の会議は、会長が必要と認めたとき招集し、会長がその会議の議長となる。
- 3、総会は年1回これを開く。総会は理事会をもってこれに代えることが出来る。
- 4、総会の議決を要する事項は次のとおりとする。
 - (1) 事業報告および収支決算に関する事項。
 - (2) 事業計画(案)および収支予算(案)に関する事項。
 - (3) 役員の選出に関する事項。
 - (4) 規約の改廃に関する事項。
 - (5) その他の重要事項。

(福祉委員の設置)

第9条 本会の緻密な活動を行うため、別途要綱を定め福祉委員を設置する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、協力金・補助金・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

- 2、本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。
- 3、本会への協力金の基準は、その年度当初の戸数によって依頼する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会にはかり定める。

附 則

この規約は、平成3年8月23日より施行する。

ただし、平成3年度については4月1日に遡り適用する。

平成5年6月18日	一部改正	
平成8年4月1日	"	
平成13年4月1日	"	
平成15年5月14日	"	
平成17年4月28日	"	但し適用は平成18年4月1日
平成18年4月26日	一部改正	

東郷地区社会福祉協議会福祉委員設置要綱

(目 的)

- 第1条 東郷地区社会福祉協議会規約第9条により、本要綱を定め、今日における家族構成の変化をはじめ、地域連帯の希薄化は、地域や家庭における相互扶助能力の減退をまねき、あわせて福祉ニーズの多様化、高度化の傾向を深めてきている。
- こうした中に、新たな福祉コミュニティの形成が求められており、小地域における住民を主体とした取り組みが重要となっている。
- そこで、地区社会福祉協議会を基板とした地域における緻密な福祉ネットワーク活動の展開を目指し、地域における地域福祉推進者として福祉委員を設置する。

(委 嘱)

- 第2条 福祉委員は、社会福祉に関心があり、理解と熱意のある地域住民で、各自治会より推薦された者を福井市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会がこれを委嘱する。

(組 織)

- 第3条 福祉委員は少なくとも1自治会に1人の割合で配置する。
2. 福祉委員は、地区社会福祉協議会に所属する地域福祉推進者である。

(活 動)

- 第4条 福祉委員は、地域住民とともに福祉のまちづくりを推進する中心となる者で、社協理事として民生児童委員・地区社協役員をはじめ、関係者との協働により、つぎにあげる活動を行うものとする。
- (1) 地区内の実情把握に努め、福祉課題の発見に努める。
 - (2) 地区内の福祉ニーズを専門機関等に伝達し、また、福祉施設・サービスの情報や利用について、当事者やその家族に伝達する。
 - (3) 近隣のボランティア協力者の発掘を行う。
 - (4) 福祉ニーズを持つ人々への支援態勢づくりにつとめ、また、組織（当事者の仲間づくり）し、その声を伝える。
 - (5) 地区内の各種団体および住民への連絡調整にあたる。
 - (6) その他、地域福祉に関係する事業への参加・協力および推進をおこなう。

(活 動)

- 第5条 福祉委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
2. 補充により就任する委員の任期は前任者の残任期間とする。
 3. 前任の委員は、後任の委員に事務を引き継ぐものとし、すみやかに異動の届出を地区社協へ連絡するものとする。

(そ の 他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

- 附 則 この要綱は平成8年4月1日より施行する。